

議員の資産等報告書等にかかる手続のオンライン化に伴う対応について

1. 手続の現状

①提出時

- ・各様式（※）の提出にあたり、自署又は記名押印が必要

②訂正時

- ・資産等報告書等原本の訂正箇所署名又は押印をするとともに、訂正年月日を記載しなければならない。また、訂正した箇所に字体を残さなければならない。（原本に追記する）

※各様式

- ・様式第1号 資産等報告書
- ・様式第2号 所得等報告書
- ・様式第3号 関連会社等報告書
- ・様式第4号 資産取引報告書
- ・様式第5号 訂正届

2. 現行規定

○堺市議会議員の倫理に関する条例施行規則（抜粋）

- ・第12条 堺市議会議員は、条例第7条第3項の資産等報告書等の訂正をしようとするときは、訂正届（様式第5号）を議長に提出し、訂正の箇所に署名又は押印をするとともに、訂正年月日を記載しなければならない。この場合において、訂正した箇所は、これを読むことができるように字体を残さなければならない。
- ・様式第1号～第5号 氏名記入欄下に「（報告者（届出者）が自署しない場合は、記名押印をしてください。）」と記載

3. 今後の対応（案）

○オンラインによる提出方法

資産等報告書等の提出方法

- ・クラウド（moreNote）上の各議員個人フォルダへの提出
- ・議員履歴書に記載のメールアドレスから、議会局政策総務課へメール提出

○訂正方法

訂正届とともに、訂正後の内容を記載した新たな資産等報告書等（原本）を提出する（訂正前の資産等報告書等（原本）と差替える）

※ 閲覧用には、新たな資産等報告書等に訂正届（写）を添付する

○条例施行規則の改正内容

① 提出時

- ・様式第1号～第5号への「自署又は記名押印」を削除

② 訂正時

- ・第12条に規定する訂正方法の改正

※議員の資産等報告書等に係る手続のオンライン化に伴い、市長の資産等報告書等について当局と調整を行う

4. 今後のスケジュール

- ・9月30日～ : 議会力向上会議で協議
- ・11月または2月定例会 : 議会運営委員会において決定後、規則改正（議長決裁）
- ・令和7年4月1日 : 規則施行日

令和7年5月1日以降提出分から資産等報告書等に関する手続のオンライン化を実施